

西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金制度の流れ

(1)所有者のいない猫対策活動員の認定

- ① 活動員希望者が市へ申請
- ② 市が面談し活動員として認定

(2)活動地域での合意形成

- ① 活動地域の代表者に活動内容を説明し「合意書」へ署名してもらう
(合意形成には、必要に応じて市がコーディネートしています)

(3)不妊去勢手術等の活動開始

- ① 活動員は合意書と交付申請書を市へ提出
- ② 内容を確認後、助成金交付決定
- ③ 活動員は猫を捕獲、動物病院で手術実施

合意書(様式第1号)
申請書(様式第2号)

(4)助成金の支払い

交付期間内に手術できた	交付期間内に手術できなかった
-------------	----------------

- ① 活動員は助成金請求書等を市へ提出
- ② 審査後、銀行等口座へ助成金の振込み
(助成額は手術費用に対して雌 12000 円/匹まで、雄 6000 円/匹まで、諸経費として 500 円/匹まで)

報告書(様式第5号)
請求書(様式第7号)
領収書

報告書(様式第5号)

活動地域での適正管理

- ① 地域内に対象となる所有者のいない猫がいる場合、再度(3)の手続き
(同一地域であれば合意書再提出は不要。)
- ② 活動員は手術した猫を元の地域へ戻し活動指針に沿った適正管理を行う